

○筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

令和6年5月29日要綱第29号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、通所型サービスの人員、設備及び運営並びに指定相当通所型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)及び筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年筑紫野市要綱第7号)において使用する用語の例による。

第2章 指定相当通所型サービスに係る基準

第1節 基本方針

(基本方針)

第3条 指定相当通所型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定相当通所型サービスを行う事業者(以下「指定相当通所型サービス事業者」という。)が当該指定相当通所型サービスを行う事業所(以下「指定相当通所型サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「指定相当通所型サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定相当通所型サービスの提供日ごとに、指定相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等事業基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条及び第17条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定相当通所型サービス事業所の利用定員(当該指定相当通所型サービス事業所において同時に指定相当通所型サービスの提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定相当通所型サービスに従事させるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定相当通所型サービスの単位は、指定相当通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤とする。
- 8 指定相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くものとする。ただし、指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 指定相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定相当通所型サービスの事業の用に供するものとする。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定相当通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定相当通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要、指定相当通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた

場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定相当通所型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定相当通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定相当通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定相当通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第49条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定相当通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定相当通所型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定相当通所型サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定相当通所型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によらず行うものとする。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定相当通所型サービス事業者は、正当な理由なく指定相当通所型サービスの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定相当通所型サービス事業者は、当該指定相当通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第14条において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定相当通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当通所型サービスを提供するように努めるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供の開始に

際し、要支援認定を受けていない利用申込者(施行規則第140条の62の4第2号に規定する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第13条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条 指定相当通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。))を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスを提供するものとする。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第15条 指定相当通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を

希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスを提供した際には、当該指定相当通所型サービスの提供日及び内容、当該国基準の訪問介護サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)

第17条 指定相当通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定相当通所型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 指定相当通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る

利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の例によるものとする。

- 5 指定相当通所型サービス事業者は、第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者に関する市長への通知)

第18条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定相当通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって指定相当通所型サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第19条 指定相当通所型サービス従業者は、現に指定相当通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者の責務)

第20条 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定相当通所型サービスの利用定員

- (5) 指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 指定相当通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。その際、当該指定相当通所型サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定相当通所型サービス事業者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定相当通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第23条 指定相当通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第24条 指定相当通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第25条 指定相当通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、通所介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 指定相当通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第26条 指定相当通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定相当通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定相当通所型サービス事業所において、指定相当通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第27条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定相当通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示するものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定相当通所型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(秘密保持等)

第28条 指定相当通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 指定相当通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(広告)

第29条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないものとする。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第30条 指定相当通所型サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理)

第31条 指定相当通所型サービス事業者は、提供した指定相当通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情

の内容等を記録するものとする。

- 3 指定相当通所型サービス事業者は、提供した指定相当通所型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 指定相当通所型サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告するものとする。
- 5 指定相当通所型サービス事業者は、提供した指定相当通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保健法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 指定相当通所型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(不当な働きかけの禁止)

第32条 指定相当通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

(地域との連携等)

第33条 指定相当通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市長等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

- 3 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 指定相当通所型サービス事業者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 指定相当通所型サービス事業者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 指定相当通所型サービス事業者は、第6条第4項の指定相当通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第35条 指定相当通所型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該指定相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、指定相当通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定相当通所型サービス事業所において、指定相当通所型サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当通所型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第37条 指定相当通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号に掲げる記録にあつてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までに掲げる記録にあつてはその完結の日から2年間保存するものとする。

- (1) 指定相当通所型サービス計画
- (2) 第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条の規定による市長への通知に係る記録
- (5) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第37条の2 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に指定相当通所型サービスの事業を受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 指定相当通所型サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に指定相当通所型サービス事業者の提供を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定相当通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態又は要支援状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 指定相当通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 指定相当通所型サービス事業者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(指定相当通所型サービスの具体的取扱方針)

第39条 指定相当通所型サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定相当通所型サービス計画を作成するものとする。

(3) 指定相当通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

(4) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス計画の

作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

- (5) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス計画を作成した際には、当該指定相当通所型サービス計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、指定相当通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (10) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該指定相当通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定相当通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該指定相当通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に書面で報告するものとする。
- (13) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定相当通所型サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する指定相当通所型サービス計画の変更について準用する。

(指定相当通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

(1) 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定相当通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めるものとする。

2 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めるものとする。

3 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めるものとする。

4 指定相当通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 通所型サービス・活動Aに係る基準

第1節 基本方針

(基本方針)

第42条 通所型サービス・活動Aは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第43条 通所型サービス・活動Aを行う事業者(以下「通所型サービス・活動A事業者」という。)が当該通所型サービス・活動Aを行う事業所(以下「通所型サービス・活動A事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「通所型サービス・活動A従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護職員 通所型サービス・活動Aの単位ごとに、当該通所型サービス・活動Aを提供している時間帯に介護職員(専ら当該通所型サービス・活動Aの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービス・活動Aを提供している時間数で除して得た数が利用者(当該通所型サービス・活動A事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス・活動Aの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービス・活動A又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1以上

2 通所型サービス・活動A事業者は、通所型サービス・活動Aの単位ごとに、前項第1号の介護職員を、常時1人以上当該通所型サービス・活動Aに従事させるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス・活動Aの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の通所型サービス・活動Aの単位は、通所型サービス・活動Aであつてその

提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 5 第1項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービス・活動A事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 通所型サービス・活動A事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス・活動Aの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定相当通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は第4条第1項から第7項までに規定する員数に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第44条 通所型サービス・活動A事業所は、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス・活動Aの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。

- 2 機能訓練室は、2.5平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービス・活動Aの事業の用に供するものとする。ただし、利用者に対する通所型サービス・活動Aの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(通所型サービス・活動A事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービス・活動A以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 通所型サービス・活動A事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス・活動Aの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定相当通所型サービスの事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は第6条第1項から第3項までに規定する設備に関

する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第45条 第5条及び第7条から第41条までの規定は、通所型サービス・活動Aの事業について準用する。

第4章 通所型サービス・活動Cに係る基準

第1節 基本方針

(基本方針)

第46条 リハビリテーション専門職による個別プログラムを重視したサービス(以下「通所型サービス・活動C(個別)」という。)及び健康運動指導士等による集団指導を取り入れたサービス(以下「通所型サービス・活動C(集団)」という。)の事業は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために利用者の個別性に応じて包括的なプログラムを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第47条 通所型サービス・活動C(個別)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士又は作業療法士 通所型サービス・活動C(個別)の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる理学療法士又は作業療法士1人。ただし、支障がない場合は、同一フロアでの兼務可能とする。

(2) 指導員 通所型サービス・活動C(個別)の単位ごとに、利用者6人までの場合は、集団への経験のある専ら当該サービスの提供に当たる介護職員1人。ただし、支障がない場合は、同一フロアでの兼務可能とする。

2 通所型サービス・活動C(集団)の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービス・活動C(集団)の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる健康運動指導士2人とする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第48条 通所型サービス・活動C(個別)及び通所型サービス・活動C(集団)の事業を行う者が当該事業を行う事業所には、それぞれのサービスを実施するために必要な広さの機能訓練を行う場所を有するものとするほか、それぞれのサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

2 通所型サービス・活動C(個別)の事業を行う者は、高齢者が安全に利用できるよう設計されたトレーニングマシンを利用定員2人に対して1台以上備えるものとする。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第49条 第5条、第8条から第16条まで、第18条から第20条まで、第23条、第28条から第31条まで、第34条、第37条及び第37条の2の規定は、通所型サービス・活動Cの事業について準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第50条 通所型サービスを行う者及び通所型サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 通所型サービスを行う者及び通所型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(補則)

第51条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。